

お客さま各位

京都北都信用金庫

個人型確定拠出年金（i D e C o）加入対象者拡大について

京都北都信用金庫では、個人型確定拠出年金（i D e C o）「京都北都信用金庫個人型年金プラン」の加入対象者が平成 2 9 年 1 月の法改正により拡大され、専業主婦、公務員の方を含め、基本的に 6 0 歳未満の全ての方がご加入できるようになりました。

また、税制面においては、3 段階の税制優遇メリット〔①掛金は全額所得控除の対象となります②運用時は運用益非課税となります③受給時は公的年金等控除または退職所得控除の対象となります〕を享受できます。

当金庫では、今後もお客さまの幅広い資産運用ニーズにお応えできるよう、商品・サービスの拡充に努めてまいります。

記

1. 運用商品ラインナップ（1 4 商品）

| 商品分類  |                | 商品名                             |
|-------|----------------|---------------------------------|
| 元本保証型 | 定期預金<br>(固定金利) | 信金中央金庫 401 k 定期預金（スーパー定期型）1 年もの |
|       |                | 信金中央金庫 401 k 定期預金（スーパー定期型）3 年もの |
|       |                | 信金中央金庫 401 k 定期預金（スーパー定期型）5 年もの |
|       | 定期預金<br>(変動金利) | 信金中央金庫 401 k 定期預金（変動金利型）3 年もの   |
|       |                | 信金中央金庫 401 k 定期預金（変動金利型）5 年もの   |
| 投資信託  | 国内債券           | ダイワ投信倶楽部日本債券インデックス              |
|       | 国内株式           | しんきんインデックスファンド 225              |
|       |                | しんきんトピックスオープン                   |
|       | 外国債券（先進国）      | ダイワ投信倶楽部外国債券インデックス              |
|       | 外国株式（先進国）      | ダイワ投信倶楽部外国株式インデックス              |
|       | バランス型（固定型）     | 年金積立アセット・ナビゲーション・ファンド（株式 20）    |
|       |                | 年金積立アセット・ナビゲーション・ファンド（株式 40）    |
|       |                | 年金積立アセット・ナビゲーション・ファンド（株式 60）    |
|       |                | 年金積立アセット・ナビゲーション・ファンド（株式 80）    |

2. 手数料（税込）〔本手数料は、平成 29 年 1 月 1 日時点のものです。〕

| 手 数 料<br>(※4) |         | (手数料の内訳)      |            |            | お支払方法                |
|---------------|---------|---------------|------------|------------|----------------------|
|               |         | 国民年金基金<br>連合会 | 運営管理<br>機関 | 資産管理<br>機関 |                      |
| 加入者<br>(※1)   | 539 円/月 | 103 円/月       | 372 円/月    | 64 円/月     | 毎月の掛金から控除されます。       |
| 運用指図者<br>(※2) | 436 円/月 | —             | 372 円/月    | 64 円/月     | 個人別管理資産から控除されます。(※3) |

●上記手数料の他に、加入時または資産移管時に国民年金基金連合会に 2,777 円の手数料が差し引かれます。

(※1) 加入者とは、自ら掛金の拠出を行いながら、積み立てた資産の運用指図を行う方のことです。

(※2) 運用指図者とは、掛金の拠出を行わずにこれまで積み立てた資産の運用指図だけを行う方のことです。

(※3) 毎年 2 月に個人別管理資産から各商品を売却することにより取り崩します。また、給付等の資産移換が発生した場合は、それまでの期間分をまとめて移換される資産からお支払いいただきます。

(※4) このほかにもご負担いただく手数料が発生する場合があります。

3. お問い合わせ先

京都北都信用金庫 営業推進部〔0 7 7 2-2 2-5 1 2 1（代表）〕または、お近くの店舗へお問い合わせください。

平成29年1月から専業主婦、公務員の方を含め、  
基本的に60歳未満の全ての方がご加入できるようになりました。



京都北都信用金庫

個人型年金プラン

個人型確定拠出年金の愛称は、英語表記のindividual-type Defined Contribution pension planから親しみやすい響きの「iDeCo（イデコ）」となっております。「i」には「私」という意味も込められています。

## iDeCo（個人型確定拠出年金）は 3段階の税制優遇メリットを享受できます。

1 掛金は**全額所得控除**の対象となります。

- 個人型確定拠出年金で拠出した掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象となり、全額所得控除の対象となるため、所得税、住民税の負担が課税所得金額や拠出掛金額に応じて軽減されます。

（例）第1号被保険者の場合（自営業者など）年間最大**816,000円**の所得控除

課税所得600万円で月額68,000円拠出した場合（所得税20%・住民税10%が適用）

816,000円×30%＝ **所得税・住民税軽減額 244,800円**

第2号被保険者の場合（会社員など）年間最大**276,000円**の所得控除

課税所得300万円で月額23,000円拠出した場合（所得税10%・住民税10%が適用）

276,000円×20%＝ **所得税・住民税軽減額 55,200円**

\*：復興特別所得税および住民税（均等割）は考慮していません。

2 運用時は**運用益非課税**となります。

- 通常の預金等では、運用収益に対して20%\*の税金が課されますが、確定拠出年金では運用収益（預金の利息、投信の分配金や売却益）に対する課税がなく、効果的な複利運用が期待できます。

※年金資産は特別法人税（1.173%）の対象となりますが、現在課税凍結中です。

\*平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税が付加されるため20.315%となります。

3 受給時は**公的年金等控除**または**退職所得控除**の対象となります。

- 老齢給付金は、年金で受け取る場合は、雑所得として課税されますが、「公的年金等控除」が適用され、一時金として受け取る場合は、退職所得として課税されますが、「退職所得控除」の対象となります。



地域元気宣言の

京都北都信用金庫



## iDeCo加入対象者

|                                                             |                                                 |                                                      |                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>自営業者など</b><br>拠出限度額<br>年額81.6万円<br>(月額6.8万円)<br>国民年金基金合算 | <b>専業主婦など</b><br>拠出限度額<br>年額27.6万円<br>(月額2.3万円) | <b>企業年金等に未加入の方</b><br>拠出限度額<br>年額27.6万円<br>(月額2.3万円) | <b>企業年金等(※1)に加入している方や<br/>公務員・私学共済加入者の方</b><br>拠出限度額<br>年額24.0万円※2 または 年額14.4万円※3<br>(月額2.0万円) (月額1.2万円) |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                        |           |        |
|------------------------|-----------|--------|
| 国民年金基金<br>iDeCoと重複加入可能 | 企業年金等(※1) | 厚生年金保険 |
| 基礎年金                   |           |        |

(※1) 企業年金等とは、企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金等。企業型確定拠出年金を実施している企業は、規約でiDeCoへの加入を認めている場合のみ可能。

(※2) 企業年金など(※1)に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方」の額

(※3) 企業年金など(※1)に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方(※2)以外の方」の額(公務員・私学共済加入者もこちらに含まれます)。

## 手数料(税込)

(本手数料は、平成29年1月1日時点のものです。)

|           | 手数料       | (手数料の内訳)      |        |               | お支払方法                    |
|-----------|-----------|---------------|--------|---------------|--------------------------|
|           |           | 国民年金<br>基金連合会 | 運営管理機関 | 事務委託先<br>金融機関 |                          |
| 加入者(※4)   | 539円/月    | 103円/月        | 372円/月 | 64円/月         | 毎月の掛金から<br>控除されます。       |
| 運用指図者(※5) | 436円/月    | —             | 372円/月 | 64円/月         | 個人別管理資産から<br>控除されます。(※6) |
| 給付手数料(※7) | 1回あたり432円 |               |        |               |                          |

- 上記手数料の他に、加入時または資産移換時に国民年金基金連合会に2,777円の手数料が差し引かれます。

(※4) 加入者とは、自ら掛金の拠出を行いながら、積み立てた資産の運用指図を行う方のことです。

(※5) 運用指図者とは、掛金の拠出を行わずにこれまで積み立てた資産の運用指図だけを行う方のことです。

(※6) 毎年2月に個人別管理資産から各商品を売却することにより取り崩します。また、給付等の資産移換が発生した場合は、それまでの期間分をまとめて移換される資産からお支払いいただきます。

(※7) 給付金を受け取った場合には、1回あたり432円が給付金より控除されます。

## 留意事項

- 掛金等は、加入者等による運用指図にもとづき、定期預金や投資信託等の金融商品を購入します。また、年金資産の運用方法は、随時変更することができます。
- 自己責任で運用するため将来の受取額は、運用成績により異なります。運用結果によっては、受取額が掛金総額を下回る場合があります。
- 確定拠出年金制度は、老後生活資金形成のための制度になります。掛金拠出を中断することはできますが、原則、60歳まで中途解約して払戻しを受けることはできません。
- 老齢給付金は原則60歳から受給できます。加入者期間が10年に満たない場合、加入者期間に応じて受給開始年齢は最長65歳まで繰り下がります。
- 毎月の掛金は、5,000円から拠出限度額の範囲内で1,000円単位で設定できます。(国民年金基金に加入している方および付加保険料を納付している方は、これらの掛金などを差し引いた額が拠出限度額となります。)
- 掛金額の変更は年度内(4月から翌年3月)に1回に限り可能です。ただし、掛金額を0円にする変更は、随時行うことができます。

✓ 本資料は、確定拠出年金制度に関する一般的な情報の提供を目的として、信頼できると判断した作成時点(平成28年12月)の各種データ等にもとづき作成されておりますが、その正確性および確実性を保証するものではありません。

✓ 加入や運用指図等に係る最終的なご決定は、「京都北都信用金庫個人型年金プラン」等で十分ご確認いただき、お客さまご自身の判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

京都北都信用金庫

しんきん確定拠出年金コールセンター

TEL: 03-6202-0474

受付時間 9:00~17:30 (平日 ※土日祝日・年末年始を除く)

<http://www.wam.abic.co.jp/contents/C511000/portal/8pf081iqydg.html>